

診療上の情報公開文書

注射用カリウム製剤の適応外使用について

実施内容	注射用カリウム製剤の使用による低カリウム血症の補正
対象者	添付文書に記載された方法で治療困難な低カリウム血症患者 重症患者や術後患者等で速やかなカリウム補正が必要な患者 輸液量の制限が必要な患者
承認日	2024年12月18日
対象期間	永続的だが改定の必要性が発生した時には適宜改定
対象医薬品	注射用カリウム製剤
目的・概要	<p>低カリウム血症に対する治療は内服でのカリウム補充を行います。重症の場合や内服困難な場合、注射薬でカリウムの補充を行います。</p> <p>注射用カリウム製剤の添付文書には使用方法について以下のように記載されています。</p> <ul style="list-style-type: none">①カリウムイオン濃度として 40mEq/L 以下に希釈して投与すること②投与速度はカリウムイオンとして 20mEq/hr を超えないこと③カリウムイオンとしての投与量は 1 日 100mEq を超えないこと <p>しかし、重症患者や術後患者等で速やかなカリウムの補正が必要な場合や輸液量の制限のある場合は上記項目を超えて投与せざるを得ない場合があります。</p> <p>①②に関しては対象者から同意を得ることに代えて、こちらで情報を公開することにより投与を実施しています。</p> <p>③を超える場合には個々に同意を取っています。</p>
適応外のカリウム製剤の投与時に想定される不利益と対策	<p>①②③を超える適応外のカリウム補充により、血清カリウム値が予想を超えて上昇し、高カリウム血症となる場合があります。これにより不整脈や心不全をきたす可能性があります。投与中は定期的なモニタリング（心電図モニター、血液検査、血液ガス分析など）を行い、高カリウム血症となっていないかを随時確認します。また、原則として中心静脈カテーテルより投与し、ポンプを用いて精密にカリウムを投与し、投与速度を調整しています。</p> <p>異常が確認された場合は速やかに投与を中止または減量します。低カリウム血症が改善されれば適応外のカリウム製剤の投与は終了し、添付文書に定められた使用法へ移行します。</p>
問い合わせ先	市立青梅総合医療センター 各診療科医師 TEL：0428-22-3191（代表）